

化学物質のライフステージ(製造→使用→製品含有)に沿った構成で解説!

法規対応が具体的にイメージできる実務書

化学物質管理担当者のための 海外製品環境規制 対応の実務

化学物質管理担当者のための

海外 製品環境規制 対応の実務 Q&A

EU REACH規則、米国TSCA、化審法等の
実務のポイントがわかる!

海外製品環境規制に対応する業務の中で直面する疑問や課題を
化学物質管理のライフステージ(製造→使用→製品含有)に沿って、
Q&A形式でわかりやすく解説

第一法規



林宏 [著]

A5判／144頁 定価:2,970円(本体2,700円+税10%)

化学物質のライフステージごとに、法規対応の違いや
リスク管理の重要なポイントを把握できる!

化学物質管理担当者が知っておくべき法規対応を
化学物質のライフステージに沿ってQ&A形式で解説!
実務上で必要となる知識が得られる!

Q3

化学物質管理の法令にはどのように対応すればよいでしょうか。

Answer

化学物質管理の法令に適切に対応するためには、まず法令の枠組みを知る必要があります。ここでいう枠組みとはその法令が管理する範囲と管轄項目などを意味し、法令によって処理すべき由をその枠組みにあてはめることが、法令への対応の第一歩になるでしょう。

法令でできた枠組みは抽象的なものであり、一方で実務の対象となる事項は具体的なものであるといふ箇になります。抽象的な枠組みに具体的な事項をあてはめていく作業が法令対応の実務だといえるでしょう。

枠組みにどのようにあてはまるかは、その対応のために具体的な事由の(1)対象者、(2)対象物、(3)手続の3つの要素に分けて考えることができます。

問答1-1 法令の枠組み

枠組み(抽象的) ⇒ あてはめ(具体的)

枠組み
法令の範囲と管理項目

対象者は誰か?
対象物は何か?
手続は?

化学物質管理の枠組み・
ライフステージについて理解

2. 化学物質管理のライフステージとは

Q4

化学物質管理のライフステージとはどのようなものでしょうか。

Answer

法令の枠組みを知るために、まず化学物質のライフステージを考えてみましょう。

化学物質管理のライフステージは、大きく分けて(1)化学物質が製造される段階、(2)化学物質の使用によって素材・化学品へ変換される段階、(3)化学物質が組み込まれた最終製品(消費者製品・耐久消費財など)が使用される段階、(4)最後に廃棄・リサイクルの段階の4つからなるといえるでしょう。

問答1-2 法令の枠組み

- 化学物質管理のライフステージ
- (1) 化学物質の製造
- (2) 素材・化学品への変換
- (3) 消費者製品・耐久消費財など成形品の適用
- (4) R(EPR、リデュース、リサイクル)、リデュース

ライフステージの最初は、化学物質を世に創り出す製造の工程になります。

この技術によって次に原料

で素材・化学品へ変換す

るために、化学物質を混

合物を得たり、ポリマーを

する工程となります。この

Q31

(EU REACH規則でない場合: 代理人制度なし)

国内譲渡した化学物質を輸出しようと思いますが、海外の仕向先国での登録を化学物質製造者に依頼することは可能でしょうか。

Answer

これまで述べてきたように、登録の当事者は仕向先国の輸入者であることが原則ですが、ビジネス上の契約として第三方会社ならば、登録を化学物質製造者に依頼することに可能性を見出すことはできるかもしれません。

ただし、化審法や米国TSCA等ののような代理制度のない化学物質管理制度では、仕向先国での輸入者と直接つながりのない化学物質製造者が依頼することは困難が多い現状があります。

問答2-4 登録の代行
「登録」は可能か?



Q45

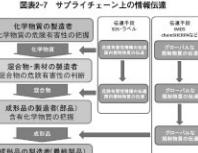
CLSを把握するためにはどのような対応が必要でしょうか。

Answer

海外の成形品生産者がEU域内に成形品を輸入する場合、その成形品に含有するCLS情報をためには、その素材・部品の製造者から情報入手することが一番の手立てでしょう。サプライチェーンの上位にいる素材・部品の製造者は、製造のために使用した化学物質・混合物(化学品)を知っていると概定できますから、成形品生産者は、その子供品がCLSに該当するかどうか、その情報を入手することが期待できます。素材・部品の製造者もまた、サプライチェーンをさかのぼって、同様に化学品の情報を入手が必要があるでしょう。

このようにいわば「伝言ゲーム」のようにサプライチェーン上の情報伝達によって、CLSを把握することができるのですが、実務のために情報伝達のためのツールを設定することが必要になります。

問答2-2 サプライチェーン上の情報伝達



実務上で必要となる
海外製品環境規制についての
ノウハウが得られる



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

目次

第1章 化学物質管理の枠組み

1. 化学物質と化学物質管理

- Q1 化学物質管理とはどのようなものでしょうか。
Q2 社内で化学物質の管理を開始することになりましたが、最初にすべきことは何でしょうか。
Q3 化学物質管理の法令にはどのように対処すればよいでしょうか。
2. 化学物質管理のライフステージとは
Q4 化学物質管理のライフステージとはどのようなものでしょうか。
Q5 化学物質管理のライフステージと法令の枠組みの関係はどのようなものになるでしょうか。
Q6 化学物質管理の対象となるものはどのようなものでしょうか。
Q7 化学物質の定義について教えてください。
Q8 混合物の定義について教えてください。
Q9 成形品の定義について教えてください。
Q10 化学物質・混合物・成形品の互いの関連性はどのようなものでしょうか。

3. 各ライフステージでの実務概要—①化学物質

- Q11 化学物質を製造・輸入するための法令対応のおおよその流れはどのようなものでしょうか。
Q12 化学物質の特定について教えてください。
Q13 EUのPOPs規則についてペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質が規制対象となっています。官報のCAS Noの欄には、335-67-1 and othersと記載があるものの、PFOAとその塩及びPFOA関連物質の具体的なCAS Noが例示されていません。EU当局より、具体的な物質が例示されているのでしょうか。
Q14 化学物質のインベントリ上の確認方法について教えてください。
Q15 新規化学物質と既存化学物質について教えてください。
Q16 新規化学物質の登録手続きはどのようなものでしょうか。
Q17 EU REACH規則での既存化学物質の登録について教えてください。
Q18 登録後の維持管理についての方法を教えてください。

4. 各ライフステージでの実務概要—②使用

- Q19 SDSの役割とはどのようなものでしょうか。
Q20 SDSを用いたリスクアセスメントとはどのようなものでしょうか。
Q21 リスクアセスメントの実施はどの程度必要なでしょうか。

5. 各ライフステージでの実務概要—③製品含有

- Q22 成形品の法対応はどのようなものでしょうか。
Q23 指定化学物質含有のどのような情報を川下使用者に伝達すれば

第2章 海外製品環境規制

1. 製造・輸出入に関するQ&A—①化学物質

- Q24 化学物質の製造・輸入を開始するときに最初にやるべきことは何でしょうか。
Q25 多成分系物質の場合のインベントリ確認例を教えてください。

Q26 UVCBの場合のインベントリ確認例を教えてください。

- Q27 化学品の製造や輸出入を開始しようとしています。化学物質の登録手続きの開始時期はいつ頃にすればよいでしょうか。
Q28 「少量新規化学物質」のための化学物質管理の制度の概要を教えてください。
Q29 「少量新規化学物質」の数量枠を超える時はどのように対応すればよいでしょうか。

- Q30 製造・輸出入の際に必要な「登録」は誰がすべきでしょうか。
Q31 (EU REACH規則でない場合:代理人制度なし) 国内調達した化学物質を輸出しようと思いますが、海外の仕向先国での登録を化学物質製造者に依頼することは可能でしょうか。

- Q32 (EU REACH規則の場合:代理人制度あり) 国内調達した化学物質を輸出しようと思いますが、海外の仕向先国での登録を化学物質製造者に依頼することは可能でしょうか。

- Q33 EU REACH規則における使用用途の重要性と取扱いについて教えてください。

- Q34 EU REACH規則で既存化学物質はどのように登録すればよいでしょうか。
Q35 「少量新規化学物質」などの制度を利用して化学物質を「登録」した場合に、その化学物質を海外供給者から輸入できるでしょうか。

- Q36 化学物質管理規則の適用除外の制度はどのようなものでしょうか。

- Q37 SDSは誰が発行すべきでしょうか。輸出入の際のSDSの取扱いについて教えてください。

- Q38 EUに輸出する製品のラベルとSDSには、EUHコードの記載は、義務となるのでしょうか。

2. 製造・輸出入に関するQ&A—②混合物

- Q39 混合物の化学物質管理規則対応の概要はどのようなものでしょうか。
Q40 (EU REACH規則でない場合:代理人制度なし) 混合物を輸出入する際のポイントを教えてください。
Q41 (EU REACH規則の場合:代理人制度あり) 混合物を輸出入する際のポイントを教えてください。
Q42 混合物を輸出入する際の輸入国(仕向先国)向けSDS入手のポイントについて教えてください。

3. 成形品の対応(EU REACH規則等)

- Q43 化学物質管理規則における成形品の対応の考え方について教えてください。
Q44 成形品をEUへ輸出する場合の対応について概要を教えてください。
Q45 CLSを把握するためにはどのような対応が必要でしょうか。
Q46 把握したCLSのEU REACH規則における届出とはどのようなものでしょうか。
Q47 対象となる「物体」が、化学品か成形品か立て分けするにあたっての基準はあるでしょうか。
Q48 化学物質・混合物(化学品)から成形品へ変換された直後の成形品とはどのようなものがあるでしょうか。
Q49 化学物質・混合物(化学品)が成形品か、立て分けの判断がつかないものについてはどのように取り扱うのでしょうか。

Q50 電子部品であるコンデンサーは複合成形品と位置付けができると思われますが、一つひとつ構成部品のCLSの含有について調べて届出しなければならないでしょうか。

- Q51 工作機械の摺動部など、機械内部に塗布された潤滑油について、どのように法対応する必要があるでしょうか。
Q52 認可について、CLS(SVHC)・認可対象物質はどのように決まるのでしょうか。
Q53 海外からEUに輸入する場合に成形品に認可対象物質が含まれても対象外という認識ですが、EU加盟国から他のEU加盟国に成形品をさらに輸出した場合も対象外でしょうか。

- Q54 CLSのサプライチェーン上の情報開示はどのようなものでしょうか。
Q55 新たに指定されたCLSの含有を確認するためにサプライチェーンを通して調査した結果、含有していることが判明した場合はSCIPに届出することになります。

- Q56 EU REACH規則の制限物質、例えばEntry28~30の具体的な対象物質の探し方について教えてください。
Q57 規制物質指定に際して、グループ名・総称名で指定されているものがありますが、成形品の含有状況を把握するにあたってどの程度の範囲で調査すればよいでしょうか。
Q58 各国の化学物質管理規則における成形品の規制について教えてください。
Q59 化審法において、成形品はどのように定義、規制がされていますか。
Q60 成形品に対する化学物質の関わり方としてEU REACH規則では使用・組込み・含有の3つの言葉があるようです。それぞれの意味を教えてください。
Q61 日中欧米の化学物質管理規則における成形品の定義はどのようなものでしょうか。

第3章 化学物質管理規則による規制物質の指定

- Q62 最近は規制物質が次から次へと指定されていますが、どのような仕組みで決定されるのでしょうか。
Q63 化学物質を規制するにあたっての危険有害性とはどのようなものでしょうか。
Q64 ストックホルム条約によって度々規制物質が追加され、業務への影響が大きいです。どのような仕組みで規制物質が決まるのでしょうか。
Q65 日本の化審法の規制物質はどのように決まるのでしょうか。
Q66 EU REACH規則の規制物質はどのように決まるのでしょうか。
Q67 米国TSCAの規制物質はどのように決まるのでしょうか。
Q68 規制物質への対応を早めに開始したいと考えています。どの程度早めることができますか。
Q69 規制物質に対して設定される、各国のばく露許容量はどのようなものがあるでしょうか。
Q70 EUの今後の化学物質管理は、どのような方向性になるでしょうか。
Q71 最近の規制物質の例について教えてください。

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

→ 第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

化学物質管理担当者のための海外製品環境規制対応の実務Q&A

●定価 2,970円（本体2,700円+税10%） [コード 040444]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)
※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

部署名

TEL
E-mail

□公用
□私用

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、弊品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤル 0120-203-696 FAX:0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
■FAX.0120-302-640

書店印